

平成30年11月14日 開 会

平成30年11月14日 閉 会

平成30年11月 臨時会

川南町議会会議録

川南町議会事務局

平成30年第5回川南町議会臨時会(11月)会期表〔1日間〕

目次	月日	曜	摘要
第1日	11月14日	水	開会 本会議(議案上程・提案理由説明・質疑・討論・採決) 閉会

目 次

告 示	1
応招議員・不応招議員	1
第1号 (11月14日)	
本日の会議に付した事件	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	3
開 会	4
諸般の報告・会期の決定について・会議録署名議員の指名	4
議案上程・提案理由説明・質疑・討論・採決 (報告第9号 専決処分の承認を求めるについて(平成30年度 川南町一般会計補正予算(第4号)))	4
議案上程・提案理由説明・質疑・討論・採決 (議案第60号～第 63号)	6
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	16
閉 会	17

川南町告示第114号

平成30年第5回(11月)川南町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成30年11月9日

川南町長 日 高 昭 彦

1 期日 平成30年11月14日

2 場所 川南町議会議事堂

3 付議事件

報告第 9号 専決処分の承認を求めるについて

議案第60号 川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第61号 川南町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について

議案第62号 平成30年度川南町一般会計補正予算(第5号)

議案第63号 平成30年度川南町水道事業会計補正予算(第2号)

○ 応招議員(13名)

1番	蓑原 敏朗 君	2番	中村 昭人 君
3番	児玉 助壽 君	4番	内藤 逸子 君
5番	税田 榮 君	6番	徳弘 美津子 君
7番	三原 明美 君	8番	河野 浩一 君
9番	安藤 洋之 君	10番	林 光政 君
11番	竹本 修 君	12番	福岡 仲次 君
13番	川上 昇 君		

○ 不応招議員(なし)

平成30年第5回川南町議会臨時会(11月)会議録

平成30年11月14日(水曜日)

本日の会議に付した事件

平成30年11月14日 午前9時00分開会

- 日程第1 諸般の報告について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 会議録署名議員の指名について(内藤 逸子・税田 榮)
- 日程第4 報告第 9号 専決処分の承認を求めるについて(平成30年度川南町一般会計補正予算(第4号))
- 日程第5 議案第60号 川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第61号 川南町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例等ゝの一部改正について
- 日程第7 議案第62号 平成30年度川南町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第8 議案第63号 平成30年度川南町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議会運営委員会ゝの閉会中ゝの所掌事務調査の件について

出席議員(13名)

1番 蓑原 敏朗 君	2番 中村 昭人 君
3番 児玉 助壽 君	4番 内藤 逸子 君
5番 税田 榮 君	6番 徳弘 美津子 君
7番 三原 明美 君	8番 河野 浩一 君
9番 安藤 洋之 君	10番 林 光政 君
11番 竹本 修 君	12番 福岡 仲次 君
13番 川上 昇 君	

欠席議員(0名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山口 浩二 君 書記 山口 武志 君

説明のために出席した者の職氏名

町長日高 昭彦 君	副町長清藤 荘八 君
教育長木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長岩切 拓也 君
総務課長押川 義光 君	まちづくり課長米田 政彦 君
産業推進課長山本 博 君	農地課長新倉 好雄 君
建設課長大山 幸男 君	環境水道課長篠原 浩 君
町民健康課長橋口 幹夫 君	教育課長大塚 祥一 君
福祉課長三角 博志 君	税務課長日高 裕嗣 君
代表監査委員谷村 裕二 君		

午前9時00分開会

○議長(川上 昇君) おはようございます。ただいまから平成30年第5回川南町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

ここで、総務課長から発言の申し出がありますので、これを許します。

○総務課長(押川 義光君) 改めまして、おはようございます。

平成30年8月8日に行われました、第3回川南町議会臨時会の際の児玉議員の議案質疑におきまして、普通地方交付税の算定誤り分が翌年度交付される根拠法令を「地方財政法」と述べておりましたけれども、正しくは「地方交付税法」の誤りでございました。お詫びして訂正させていただきたいというふうに思います。

○議長(川上 昇君) 日程第1、諸般の報告を行います。前回の議会から本日までの主な事柄につきましては、お手元にお配りした別紙のとおりであります。

なお、例月出納検査の結果についての報告は、お手元に配付してあるとおりであります。

以上で報告を終わります。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間とすることに決定いたしました。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第125条の規定によって、内藤逸子君及び税田榮君を指名します。

日程第4、報告第9号専決処分の承認を求めるについて(平成30年度川南町一般会計補正予算(第4号))を議題とします。

朗読は省略します。本件について提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) おはようございます。報告第9号につきまして御説明を申し上げます。

この報告は専決処分をいたしました、平成30年度川南町一般会計補正予算(第4号)につきまして、議会に報告しその承認を求めるものでございます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6360万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億2716万3000円としたものでございます。

この補正予算は、平成30年9月30日に、本県に接近しました台風24号による被災箇所の早期復旧を図るため、その予算を専決したものです。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長(川上 昇君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから報告第9号専決処分の承認を求めるについて(平成30年度川南町一般会計補正予算(第4号))の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。(発言する者あり)失礼しました。

○議員(児玉 助壽君) 専決第4号平成30年度川南町一般会計補正予算……。

○議長(川上 昇君) マイクを近づけてください。

○議員(児玉 助壽君) であります、これはほとんど災害復旧にかかわる費用であります、この案件にはついてですけど、全体的に見ると……。

○議長(川上 昇君) 児玉議員。

○議員(児玉 助壽君) はい。

○議長(川上 昇君) 討論、討論ではないですか。

○議員(児玉 助壽君) 討論ですか、ここ。

○議長(川上 昇君) 質疑終わりました。

○議員(児玉 助壽君) え。

○議長(川上 昇君) 質疑終わりました。

○議員(児玉 助壽君) 質疑か思って、どうも失礼をしました。

○議長(川上 昇君) よろしいですか。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) これで討論を終わります。

これから報告第9号について採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(川上 昇君) 全員賛成であります。

したがって、報告第9号専決処分の承認を求めるについて(平成30年度川南町一般会計補正予算(第4号))は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5、議案第60号川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第6、議案第61号川南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について、日程第7、議案第62号平成30年度川南町一般会計補正予算(第5号)、日程第8、議案第63号平成30年度川南町水道事業会計補正予算(第2号)、以上4議案を一括議題とします。

朗読は省略します。本議案について提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) それでは、議案第60号から議案第63号までにつきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

議案第60号は、国の人事院勧告及び県の人事委員会勧告に伴い、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に準じ、川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第61号は、一般職の職員の給与改定及び近隣町の支給状況に準じて、川南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び川南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第62号は歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億6601万5000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ103億9317万8000円とするものでございます。

それでは、第1表の歳入から順を追って御説明申し上げます。国庫支出金は3245万2000円の増額で、国からの臨時特例交付金を計上いたしました。繰入金は、576万3000円の増額で財政調整基金繰入金を計上いたしました。町債は2億2780万円の増額で、学校教育施設等整備事業債を計上いたしました。

次に、歳出について御説明申し上げます。議会費から教育費までの人件費に関する部分は人事院勧告に伴う人件費の予算計上でございます。議会費40万8000円、総務費162万8000円、民生費167万8000円、衛生費35万7000円、農林水産業費64万3000円、商工費5万2000円及び土木費32万1000円をそれぞれ増額するものでございます。教育費は、2億6092万8000円の増額で人件費のほか、町内全ての小中学校に冷房設備を設置するため、設計委託料及び工事費を計上いたしました。

第2表繰越明許費は、小中学校冷房設備設置工事が国の補正予算を受けて工事を行う関係から、年度内工事完了が見込めないため繰り越すものです。

第3表地方債補正は、学校教育施設等整備事業債の追加を行うものです。

次に、議案第63号は、収益的支出第1款第1項の営業費用に、人事院勧告に伴う人件費等69万円を追加し、支出の総額を3億7780万9000円とするものでございます。第3条では、議会の議決を得なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費6301万円に給与改定

分の56万4000円を追加し、その総額を6357万4000円とするものでございます。

以上、4議案補足説明のある議案につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長(川上 昇君) 補足説明があれば、これを許します。

○総務課長(押川 義光君) 議案第60号及び議案第61号につきまして、その補足説明を申し上げます。

議案第60号は、国及び県の人事院勧告等により、民間企業との格差、平均改定率0.2%を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、民間の特別給の支給状況を踏まえ、勤勉手当の支給率年間0.05月分を引き上げます。

この人事院勧告及び県の人事委員会勧告に準じ、地方公務員法で定める均衡の原則に基づき、川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正をするものです。

第1条は、本年12月の勤勉手当の支給率100分の90を100分の95等に引き上げて支給するもの及び給料表を改定し、本年4月に遡って改正するものです。

第2条は、平成31年度以降の期末勤勉手当の支給率を国、県に準じて均等とするために改正するものです。この条例は交付の日から施行し、給与表の改正は平成30年4月1日から適用し、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第61号は、第1条及び第3条で、本年12月の期末手当の支給率を100分の170から100分の180に引き上げて支給するための改正です。

第2条及び第4条は一般職の職員に準じ、期末手当の支給率を均等にするため、100分の155及び100分の185を100分の167.5と改正するものです。この条例は第1条及び第3条につきましては、交付の日から施行し、第2条及び第4条の規定は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○教育課長(大塚 祥一君) 議案第62号の教育課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。10ページ、11ページをお願いいたします。

13款2項6目教育費国庫補助金3245万2000円は、国の平成30年度補正予算において、緊急的に整備が必要な児童生徒等の熱中症対策の空調設備に対し、臨時特例の措置として創設された交付金であります。この額は町立小中学校の普通教室70室、4,327平方メートル分に1平方メートル当たり配分基礎単価2万2500円と、補助率の3分の1を乗じたものです。

補助対象には特別教室等も含まれますが、全国の市町村から一斉に補助を申請されること及び普通教室を優先させるとの通知がなされていることから、特別教室分が採択されないおそれがあり、普通教室分のみを計上しております。

22、23ページをお願いします。

10款2項小学校費1目学校管理費13節委託料1118万5000円は、冷房設備設計委託料です。

同じく15節工事請負費1億6146万7000円は冷房設備工事請負費です。小学校5校で77教室を予定しております。

24、25ページをお願いいたします。

10款3項中学校費1目学校管理費13節委託料467万1000円は冷房設備設計委託料です。同じく15節工事請負費8308万6000円は冷房施設工事請負費です。中学校2校で33教室を予定しております。

以上で、教育課関連の補足説明を終わります。

○議長(川上 昇君) 以上で、提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第60号川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第61号川南町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員(蓑原 敏朗君) 60、61号について、内容というより提案理由について、ちょっと質問させていただきます。

提案理由及び補足説明の中に「国、県に準じて」という文言が多々出て、頻繁に出ているようです。さきの9月議会においては、同僚議員が審議会の設置について、国は設けないようにしているという趣旨の閣議決定をしているという質疑があったかと思えます。その際の御回答というんですか、判断は、国は国、町には関係ないことですよということであったかと思えます。今回の国に準じ、県に準じというのは矛盾しませんか、提案理由がですね。そして、もしくは都合のよいところだけつまみ食いされるんですかということ、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○総務課長(押川 義光君) 蓑原議員の御質疑にお答えいたします。

国、県に準じという部分についての御質問でございますが、地方分権一括法の改正が平成12年に行われまして、国、地方が対等の立場という状況で現在、地方自治法も規定されております。その中で、我々も一自治体として国の状況を見ながら判断をしているという状況ではございます。

よって、川南町地方公共団体としまして判断の上に、国、県と同じようにという部分で準じという表現をしたというところでございます。今後とも、国、県の動向を見ながら、やはり時には同じような形で、国、県と同じような形で給与関係につきましても、見ていかなければならないという立場で考えております。

「準じ」という表現は、我々としては、国、県と同じような形で改正するというふうに捉えて、「準じ」という表現を使ったところでございます。

以上です。

○議員(蓑原 敏朗君) この改正がよくないと言っているんじゃないんですよ。だったら、

国に県に準じてということであれば、審議会においても尊重されるべきであったと。あのときは、関係ないよと、国は国、川南町は川南町であれば、ここでも「準じ」という表現は適当でないと、都合のいいときだけ準じ、当然私も国、県、町が対等であるべきだと思っております。その判断は大事だと思いますけど、都合のいいときだけ準じということであるのは、これ矛盾するのではないんですかということなんです。

動向を見られることは一向に構いません。都合のいいときだけ準じるということは矛盾はないんですかということを行っているわけです。

御発言があればお願いします。

○総務課長(押川 義光君) 菘原議員の御質問に再度お答えいたします。

先ほど申しましたように、国、県と同じくという判断した結果、国、県と同じくという表現で準じという表現を使ったというのが趣旨でございます。

表現の仕方が非常にまずいようであれば、今後その分については再検討を行い、今後表現は適切な形に改めたいとは考えております。

○議員(菘原 敏朗君) 悪いと言っているわけじゃないんですよ。矛盾はないんですかと言っているんです。だから、片一方では、国はこうしましょうと言っているのに、それは全く関係ない話ですよとっておいて、こっちは準じますというのは、矛盾はないんですかと言っているわけです。悪いと言っているわけじゃないんですよ。その辺は、ちゃんとした合理的な説明がないと、今後についてもなかなか納得いかないな、どうお考えですかという質疑ですから、趣旨、内容改正について反対ですよという質疑ではありませんので、その辺は御理解ください。

○議長(川上 昇君) 答弁はいいですか。

○議員(菘原 敏朗君) はい。

○議長(川上 昇君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(児玉 助壽君) 議案第62号平成30年度川南町一般会計について伺いますが……

○議長(川上 昇君) 62号ですか。

○議員(児玉 助壽君) 62号。(「まだ入ってない。」と言う者あり)

○議長(川上 昇君) 今、60と61。

○議員(児玉 助壽君) 62も一緒に……

○議長(川上 昇君) また、次のときをお願いします。

ほかに質疑ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第62号平成30年度川南町一般会計補正予算(第5号)、議案第63号平成30年度川南町水道事業会計補正予算(第2号)について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員(内藤 逸子君) 議案第62号について質問します。今回、普通教室が優先させるとの通知があったといわれて、普通教室のみを計上していますと説明がありましたが、国は、普通教室はもちろんですが、地方自治体のほうから文科省のほうに、これも必要だというふうにしていただければ、考えるというふうなことを言っておられるのに、特別教室が採択されないおそれがあるので計上しないということですが、それはちょっとおかしいんじゃないですか。特別教室こそ早くすべきじゃないかなと私は思うんですが、いかがですか。

○教育課長(大塚 祥一君) ただいまの御質疑にお答えいたします。

先ほど、特別教室が採択されないおそれがあると申しあげましたのは、歳入についてでございます。歳出には特別教室も含まれております。特別教室を含めて、小学校、中学校合わせて110教室の工事請負費を計上しております。

歳入についてだけ、70教室分の普通教室分を計上させていただいているということでございます。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) それでは、全ての学級が、これは計上されると解しているんですね。

○教育課長(大塚 祥一君) 一部の中学校の技術室については、空調をつける必要がないと判断しておりますので、つける計画にはしておりませんが、そのほかについては、ほぼつけるという計画にしております。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 体育館はいかがですか。

○教育課長(大塚 祥一君) 体育館については計上しておりません。

以上です。

○議長(川上 昇君) ほかに質疑ありませんか。

○議員(児玉 助壽君) 議案第62号平成30年度川南町一般会計補正予算についてであります。臨時会は定例の事件に限りこれを告示し、その事件を審議するために招集される議会であり、その招集権は町村長に専属することは言うまでもありませんが、そこで伺いますが、報告第9号専決処分の承認を求めるについての、専決第4号平成30年度川南町一般会計補正(第4号)については、既に予算執行されておるものを含め、人勧に関する議案であり、次の12月議会定例会を待たずに議会の議決を要する案件とは言いがたいのであります。

また、この議案第62号平成30年度川南町一般会計補正予算(第5号)については、今までの通例からして、議会の議決を要する案件ではあると思いますが、次の定例会を待つわけがいかないほど緊急事件とは思われません。

それは、5ページにありますように、繰越明許費という欄で来年を予測して上げてあるわ

けです。ということは、提案者としてこの臨時会の意義を理解されているのか、また、次の定例会が1カ月も待たずにしてあるわけです。それを待たずに招集する根拠を、提案者町長に伺いたい。

この議案62号の23ページ、25ページにある教育費、小中学校の学校、教育課に関する予算についてであります。冷房設備が必要となるのは来年6月頃からだと思うわけですが、それまでに半年の猶予期間があるわけですが、それを含めての繰越明許費と思いますが、次の定例会が眼前にある、今、臨時会を招集する、さっきも言いました、根拠とは何なのかを伺います。

そして、この冷房設備設置に関する費用についてであります。さきの9月議会において、設置が決定した学校規模適正化審議会の審議を経た後での適正な規模に基づいた工事の積算根拠なのかを伺いたい。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの質疑にお答えをいたします。

今回の臨時議会については必要であると判断して招集をさせていただきました。招集詳細については、それぞれの課長に説明をさせます。(「提案者のその根拠、根拠よ。」という者あり)

[「議長、総務課長。」という者あり]

○議長(川上 昇君) 総務課長。

○議員(児玉 助壽君) いやいや、提案者やじゃないやろあんだ、根拠を……(発言する者あり) 何で提案者やろ、町長。俺はあんだに聞いとると、提案者に。総務課長には聞いとらん。臨時議会の意義と招集時期……。 (「議長、総務課長。」という者あり)

○議長(川上 昇君) 総務課長。(「違うやろう、議長。そう言ったら俺もちゃんと滑舌のいい人呼んで、質問させていいごとならせんね。」という者あり)

○総務課長(押川 義光君) 児玉議員の御質問にお答えいたします。なぜ、臨時議会なのかという御質問でございます。

本町としましては、平成30年11月9日付で総務大臣からの通知にも、国、地方を挙げて迅速に対応すると、エアコン設置について国、地方を挙げて迅速に対応するよう指示がされております。

それから、本町の学校の状況の中で、やはり現状の中で即エアコン、冷房施設が設置できる状況でないという実情もございまして。と申しますのが、電力を引き込むところのキュービクル、そういう施設の確認作業から、いろんな諸々の作業が必要となっております。

そういうことから、一斉に全国の市町村が12月の補正で上げた場合に、本町は、まずその確認から始めたときには、国に申請を上げられる時間が非常に少ないということもございました。現状の実情と国の補助を受けるためには、やはり今の段階で臨時議会の開催をお願いし、そして、その中で審議いただいた上で迅速に取り組むということしか方法がないと判

断し、今回の臨時会の招集ということに至ったわけでございます。事情を御理解いただきたいというふうに思っています。

以上です。

○教育課長(大塚 祥一君) ただいまの御質疑にお答えいたします。

今、総務課長のほうがお答えいたしました、臨時議会で上げて提案させていただいた理由としましては、やはり全国一斉に空調機器の整備が行われるということで、空調機器やその業者等の供給遅延のおそれがあると判断しておりますので、できるだけ早く着工したいというところで、お願いしたいというところで提案をさせていただいております。

また、先ほど、キュービクル式高圧受電設備について、総務課長のほうからもありましたが、こちらについては現在、この設備が全くない学校もございます。また、ある学校につきましても、電力量の増加によって変更する必要があるとして、そのような手続きに時間がかかるということが予想されますので、一刻も早くするためには、臨時議会をお願いしたいということで、提案をさせていただいております。

また、学校規模適正化審議会の審議を経た上なのかということなのですが、学校規模適正化審議会は開催予定はしておりますが、まだ開催している状態ではございません。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) 総務課長はおかしなことするけんどんよ、そんげ、すぐしなくてはいけないのやったらよ、繰越明許費におく必要はないはずじゃけんど、何で繰越明許が必要になるとですか。

そして、例えこの予算が、恐らく反対する人はおらんやろけんど、俺しか。これを可決したとしても、恐らくこれは契約問題が発生する議案だと思うわけですが、そうした場合は、また臨時議会を開かならんごとなるわけですよ。臨時議会か定例議会か。定例議会かどっちかで、その契約の議案を議決せならんわけですよ。

そういう順番からしたら、同時に、予算と契約を同時に上げることも可能だと思うわけですが、この人事案件の件は通例でやれば、臨時議会に上げんでも、定例議会で条例と一緒に上げとるから。この給与の面でも、大体、給与の支払いが15日頃だから間に合うわけですが、12月議会も13日に終了するごとなつとるけん。

総務課長が言うと、この繰越明許費との整合性がなくなるですよ。とにかく、国は今月に、この議案が届く前に、国はこのクーラーの補正予算は可決しとるわけですよ。ということは、猶予を持ってできるようにしとるわけですよ。臨時議会開けちゅうような何もしとらんでしよ。臨時議会を開くほど忙しかったら繰越明許費は要らんはずですが。

もうちょっと、案を、65号で言いそびれたけんどん、災害復旧の何が、災害が3億とか言いよったですが、いわゆるそれにかかる・・・、新富は先月の25日、木城も26日、高鍋も今月の初めか、先月の末に災害に係る予算を上げとったですわ。そんな緊急性のある臨時議会な

らいいけんどですよ。

こういうのをしよったら、住民のみんなが今、何と言いよるかわかっつとつですか。ピントがずれてると。このピントがずれるような臨時議会を開いたらですよ、議案を、生活が困窮しとるはずじゃがね、今、農業用ビニールははぐれて収穫時期のニラがほったらかしになつとるようなのを見とつたらよ、そっちのほうが先だと思うちゃけんどね。ピントがずれるですよ。

総務課長、この繰越明許費との整合性がなくなるですよ、あんたの説明じゃ。

○総務課長(押川 義光君) 児玉議員の御質問にお答えいたします。

繰越明許というのは、先ほど、教育課長も申しましたとおり、現状の中でそういうキュービクルというものの整備から、国への申請、そして決定を受けて着工すると。全国一斉に、先ほど議員もおっしゃいましたとおり、補正予算が成立して全国一斉に申請が上がってくる。そういう状況を考えたときに、やはり一刻も早くこの事業に取り掛かりたいということで、今回の提案ということにしたところでございます。

議員がおっしゃるとおり、12月で間に合わないかと言われますけれども、先ほど教育課長が申しましたとおり、やはり機器の製造の関係もでございます。そういうことから一刻も早く、やはりこれに着手しなければならない。

そして、予算のないところで、仮契約なんてできません。そういうことを考えたときに、やはり予算を計上し、そしていろんな手続きに入りたいということが一番でございました。これの根幹としましては、我々として、財政を扱う私どもの課としても、やはり国の補助を受けてそして国の補助残について、地方交付税の対象となります。補助残についての補助基準の残額については、交付税対象となりますので、その分は交付税はね返りを期待する、そしてそれを超える分については、やはり起債対象とはなりますので、それで対応していきたいということもございまして、国の補助事業を活用してやるためには、この時期がどうしても必要だということで、提案させていただきました。

ピントがずれているという御指摘がございましたが、逆に我々は今しかないという判断のもとに、こういう手続きをとったところでございますので、御理解いただきたいというふうに思っております。

○議員(児玉 助壽君) 適当なことばかり言うとするが、そういう何じゃつたらどこの議会です、臨時議会開いとるがね、うちだけじゃがね、こんなことしてるのは。

教育課長、この説明は、中学校2校で33教室を予定しとるということだけんどよ、この前の条例の何じゃつたら、1中学校ですととつたらよ、今度は中学校2校で33教室になつとるがよ。どこ向けにいこうしてるのですか。おかしいことばかりするけんどんよ。恐らくこれは巷じゃ、この中学校、中央に持つてくるとかいう噂もあるがよ。無駄になる可能性も、取り外して、新しく造ったところに持つてくるとということもあるけど、要らん費用が

かかって税金の無駄遣いになるがよ。何かいまいち分からん、このうちの町の何ですか、町政運営ですか。

総務課長も、なんじゃねえ……。みんなするですよ、臨時議会を、うちだけですよ、こういう何をしとつとは、臨時議会を。

これもいろいろ、今言うたごといろいろ資料を作って、補助申請したり何たりすると、予算がなくてそれをするわけですよ、予算をつけてなくてする仕事じゃねえですか、一般事務として。

いちいち理由をつけんでもよ、いろいろこれをするにも、補助申請資料を作ったり、仮契約やら結んだり、いろいろしていかななくてはならんはずじゃが。何で12月の定例議会で間に合はんわけですか。今から、わずか1カ月くらいの期間でそういうことができますか。

あまりこの臨時議会の意義とか、招集時期とか、そういうなんを見てそれで、臨時議会を開かなくてはですよ。職員OBは笑ってたですよ。

○議長(川上 昇君) 答弁はいいですか。

○議員(児玉 助壽君) 33個の根拠は何ですか。

○教育課長(大塚 祥一君) 33教室の内訳につきましては、唐瀬原中学校が20教室、国光原中学校が13教室で、合わせて33教室でございます。

以上です。

○議長(川上 昇君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

しばらく休憩します。議員は議員控室にお願いします。

午前9時45分休憩

.....
午前10時15分再開

○議長(川上 昇君) 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

議案第60号川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

議案第61号川南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号川南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正については原案のとおり可決されました。

議案第62号平成30年度川南町一般会計補正予算(第5号)について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員(児玉 助壽君) 議案第62号平成30年度川南町一般会計補正予算(第6号)について、反対の立場に立って討論をいたします。

その理由についてであります。先ほどの質疑の中でありましたとおり、提案者である町長が、臨時議会開催の招集根拠を具体的に示さなかったことを第一に上げられます。

さらに、この10款教育費であります小中学校の冷房設備設置工事の事業費であります。これについてであります。先ほど総務課長は、緊急性があるような答弁をいたしました。先ほどの全員協議会の調査におきまして調べたところ、西都児湯で冷房設備が設置されていないのは、都農町と川南町ということでありました。

しかしながら、都農町は先の9月議会でこの冷房設置の予算を可決しており、残っているのは我が町だけということでありました。ということは、いかに我が町の執行部は職務怠慢をしてきたという証でもあります。それを隠すための臨時議会とあれば、これは何をいわんかであります。

そして、この工程表の提出を求めたところ、工程表もないということは、この工程表がないということ、積算根拠がない、そういうことになりますので、積算根拠のない予算につい

ては反対するものといたしますので、以上が反対の理由であります。

以上をもって反対討論を終わります。(発言する者あり)

○議長(川上 昇君) 児玉議員、続けてください。

○議員(児玉 助壽君) あと、川南町一般会計補正予算(第6号)と申しましたが、正しくは第5号でありました。訂正しお詫びいたします。

○議長(川上 昇君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員(内藤 逸子君) 議案第62号平成30年度川南町一般会計補正予算(第5号)の提案について賛成討論いたします。

私は、9月議会一般会計で、教室の冷暖房設置についての改善を求めてまいりました。今回の提案は昨今の異常気象からみても急がれる課題です。教室の環境は、廊下に出たほうが涼しいと感じる暑さでした。全国では、熱中症で子どもが死亡するニュースもありました。子ども達に快適な環境を提供するために、エアコンの来夏供用開始に向け、冬休み、春休みの着工を求めます。

また、体育館への設置も文科省は「普通教室の設置が優先されるが、自治体が申請しておいてくれれば、全体の状況を見て対応できる見通し」と話しています。子ども・子育て支援できるまちづくりの一つとして進めていただきたい。

エアコン設置の一般会計補正予算(第5号)について賛成いたします。

討論を終わります。

○議長(川上 昇君) ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) これで討論を終わります。

これから議案第62号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(川上 昇君) 起立多数であります。

したがって、議案第62号平成30年度川南町一般会計補正予算(第5号)については原案のとおり可決されました。

議案第63号平成30年度川南町水道事業会計補正予算(第2号)について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号平成30年度川南町水道事業会計補正予算(第2号)については原案のとおり可決されました。

日程第9、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第74条の規定により、本会議の会期日程と議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 異議がないのでそのように決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで平成30年第5回川南町議会臨時会を閉会します。

午前10時25分閉会
